

○財務省告示第三百十八号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年九月十日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年十月八日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記 国庫短期証券（第五百五十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額

十六	十五	十四	十三		十二					十	十一	九			
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	価額競争	発行情況	振替単位	
平成二十七年九月十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成二十八年三月十日					額面金額百円につき百円四厘	上の金額百円につき百円一厘	平成二十七年九月十日	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面と	振替法の規定による振替口座簿